

写

事務連絡
平成29年3月16日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

臨時の任用教職員等の年次休暇の取扱いについて（通知）

標記の件について、別添写し（平成28年3月29日付け教小第695-1号「臨時の任用教職員等の年次休暇の取扱いについて（通知）」）のとおり、対応をお願いしているところです。

臨時の任用教職員等の年次休暇を繰り越すにあたっての留意点を別記のとおりまとめましたので、管内小中学校に周知し、事務処理に遗漏のないよう対応をお願いいたします。

担当 人事・学事担当 新保
電話 048-830-6939

別記

臨時の任用教職員等の年次休暇の繰越し日数

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（通知）

第8 年次休暇関係

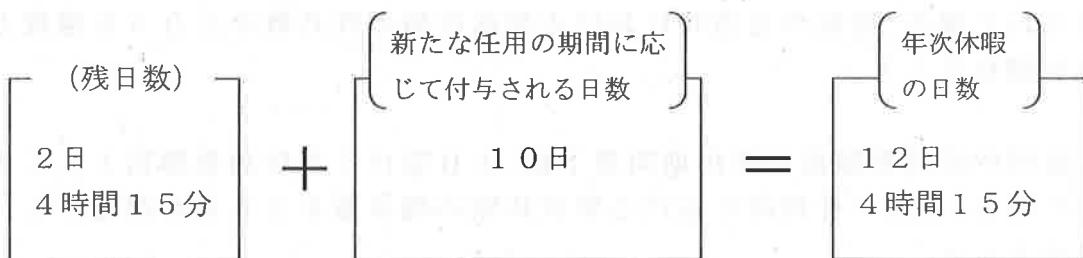
9 年次休暇日数

（4）埼玉県教育委員会の発令による臨時の任用の任期満了後、1日空けて新たに埼玉県教育委員会に採用された職員の年次休暇の日数は、新たな任用の期間に応じた年次休暇の日数に、直前の臨時の任用期間中の残日数（20日を超える場合にあっては20日）を加えた日数とする。

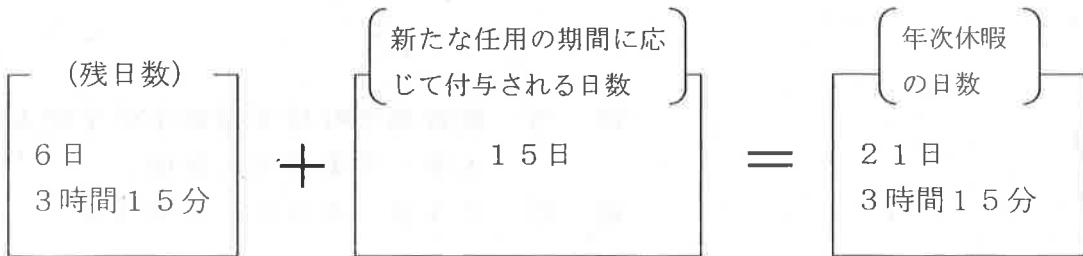
○ 「直前の臨時の任用期間中の残日数」の繰越しについて

残日数の7時間45分未満の端数については、そのまま繰り越すこと。

（例1） 平成29年3月30日に年次休暇の残日数が2日と4時間15分であった者が、平成29年4月1日に欠員補充の臨時の任用教職員として採用された場合



（例2） 平成29年3月30日に年次休暇の残日数が6日と3時間15分であった者が、平成29年4月1日に本採用教職員として採用された場合





教小第695-1号
平成28年3月29日

各市町村教育委員会教育長様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

臨時的任用教職員等の年次休暇の取扱いについて（通知）

標記の件について、この度、関連規定を改正し、埼玉県教育委員会が任命した臨時的任用教職員（以下「臨時的任用教職員」という。）等について、下記のとおり年次休暇を繰り越せることといたしました。

つきましては、管内小中学校等の教職員に周知くださるようお願いします。特に、臨時的任用教職員には十分説明し、事務処理に遺漏のないよう対応願います。

記

- 1 臨時的任用教職員が任用期間終了後、1日空けて臨時的任用教職員として任用された場合、直前の任用時における年次休暇の残日数を20日を限度として繰り越せること。
- 2 臨時的任用教職員が任用期間終了後、1日空けて本採用教職員として任用された場合、直前の任用時における年次休暇の残日数を20日を限度として繰り越せること。
- 3 平成28年4月1日以降付与された年次休暇から適用する。

担当 教育局市町村支援部小中学校人事課
人事・学事担当 新保
電話 048-830-6939

考
參

臨時的任用教職員の年次休暇の取扱例

具体例 1

{1} 年次休暇を1日取得する場合

平成28年度												平成29年度												平成30年度											
4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
付与日数 月日数	10日 +	-	10日 -	-	10日 -	20日 -	-	30日 -	-	30日 -	-	10日 -	-	40日 -	10日 -	-	30日 -	30日 -	10日 -	30日 -	30日 -	30日 -	0日 -	40日 -	40日 -										
就用日数 残日数	0日	-	0日	-	0日	-	-	0日	-	0日	-	0日	-	-	0日	-	0日	-	0日	-	0日	-	0日	-	0日	-	0日	-	0日	-	0日	-	40日 -	40日 -	

(2) 年次休暇を使用した場合

(3) 平成29年度から本採用となつた場合

その他

平成29年度以降も同様の取扱いとする。

臨時の任用教職員等の年次休暇の取扱いフロー（参考）

【現在の任用校と新たな任用校が異なる場合】

《新たに採用する市町村教育委員会》

《該当者》

